

# 伊賀市消防署所適正配置基本構想（中間案）

---

2026（令和8）年 月

伊賀市消防署所適正配置検討委員会

---

---

## 目次

はじめに	1
<b>第1章 基本的事項</b>	
第1節 背景と趣旨	2
第2節 現状と課題（人口減少と庁舎の老朽化）	4
第3節 適正配置の基本方針	6
第4節 検討パターン	9
<b>第2章 【北東ブロック】東分署・阿山分署庁舎統合基本構想</b>	
第1節 基本構想の位置づけ	13
第2節 スケジュール	13
第3節 統合分署庁舎の位置	14
第4節 機能強化に資する付帯施設の検討	16
第5節 統合分署庁舎の規模	22
第6節 統合分署建設の事業費等	27
<b>第3章 【南西ブロック】4署所統合再編基本構想</b>	
第1節 基本構想の位置づけ	28
第2節 検討パターンの費用比較	28
第3節 検討パターンの考察（運用面）	30
<b>第4章 全体構想（まとめ）</b>	36
<b>巻末資料</b>	
資料1 伊賀市消防署所適正配置検討委員会設置要綱	38
資料2 伊賀市消防署所適正配置検討委員会委員名簿	40
資料3 諮問書	41

※この基本構想における消防署所の名称は、検討を開始した2025（令和7）年度時点の名称で表記しており、その後の組織改正に伴う名称変更は反映していません。

## はじめに

伊賀市消防署所適正配置検討委員会（以下「委員会」という。）は、人口減少社会における持続的な消防行政サービスの実現に向けて、伊賀市における消防署所の適正配置を検討するため、2025（令和7）年3月7日に設置され、2025（令和7）年5月20日付け伊消総第147号で市長より諮問された事項について、慎重に審議を重ねてまいりました。

諮問書の趣旨に記載があるとおり、人口減少は様々な行政分野に大きな影響を及ぼしており、消防行政分野においても例外ではありません。

課題の解決策の一つとして、“消防の広域化”が挙げられますが、一定の人口や面積がなければスケールメリットが見出せず、伊賀市においては隣接する名張市との協議は進展していないのが現状です。

このような中、伊賀市においては、その名張市との間で通信指令業務の共同運用を開始したほか、消防署所の再編にも早くから取り組むなど、持続可能な消防行政サービスのため、危機感を持って取り組みを進めておられます。

委員会としても、課題を認識の上、危機感を共有し、伊賀市民の安全で安心な暮らしの確保のため、今後の伊賀市の消防のあり方について、真剣に議論を行いました。

この基本構想は、委員会で議論してきた意見等を集約・整理したうえで、伊賀市における効率的で効果的な消防署所の配置等についての考え方を提言するものです。

2026（令和8）年 月 日

伊賀市消防署所適正配置検討委員会

委員長 永 田 尚 三

## 第 1 章 基本的事項

### 第 1 節 背景と趣旨

人口減少社会における持続可能な消防行政サービスの実現に向けて、効率的で効果的な常備消防体制を構築することを目的として策定した『第 2 期伊賀市消防本部組織再編計画』（以下『第 2 期計画』という。）については、2025（令和 7）年度からの 5 年間を計画期間としています。

『第 2 期計画』で示している主な事業は次のとおりです。

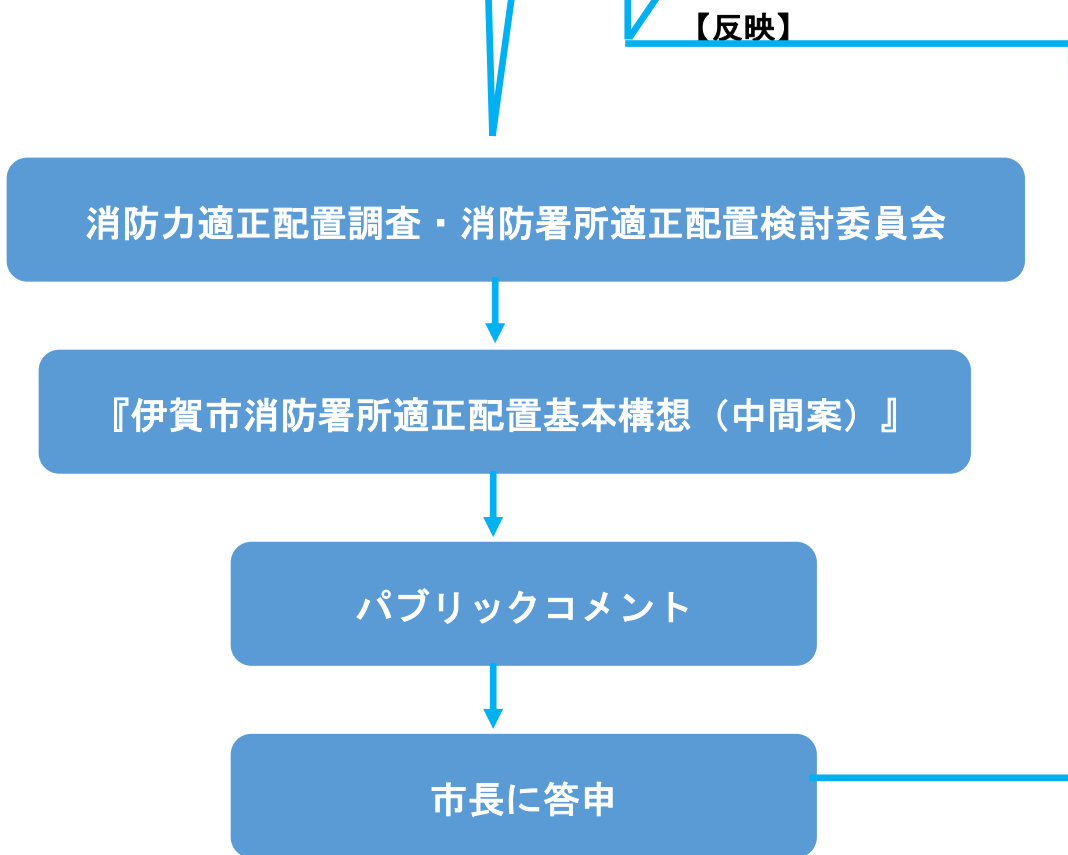
- ①消防署所の適正配置
- ②消防需要対策の実施（日勤救急隊の創設）
- ③消防職員の確保
- ④中長期的な今後の消防本部のあり方検討

この『伊賀市消防署所適正配置基本構想』は、上記①消防署所の適正配置について、今後の人口動向や消防需要の推移に的確に対応していくため、旧市町村の枠組みに捉われることなく、伊賀市を一つの地域として考え、消防力の効率的で効果的な運用が図れるよう消防署所の適正配置を検討し、伊賀市における持続可能な常備消防体制の全体像を明らかにするものです。

検討のスキームは次ページのとおりで、“一般財団法人消防防災科学センター”による「消防力適正配置調査」を基礎資料とし、「伊賀市消防署所適正配置検討委員会」において、科学的な根拠に基づき客観的に検討を行いました。

## ■ 消防署所適正配置検討スキーム

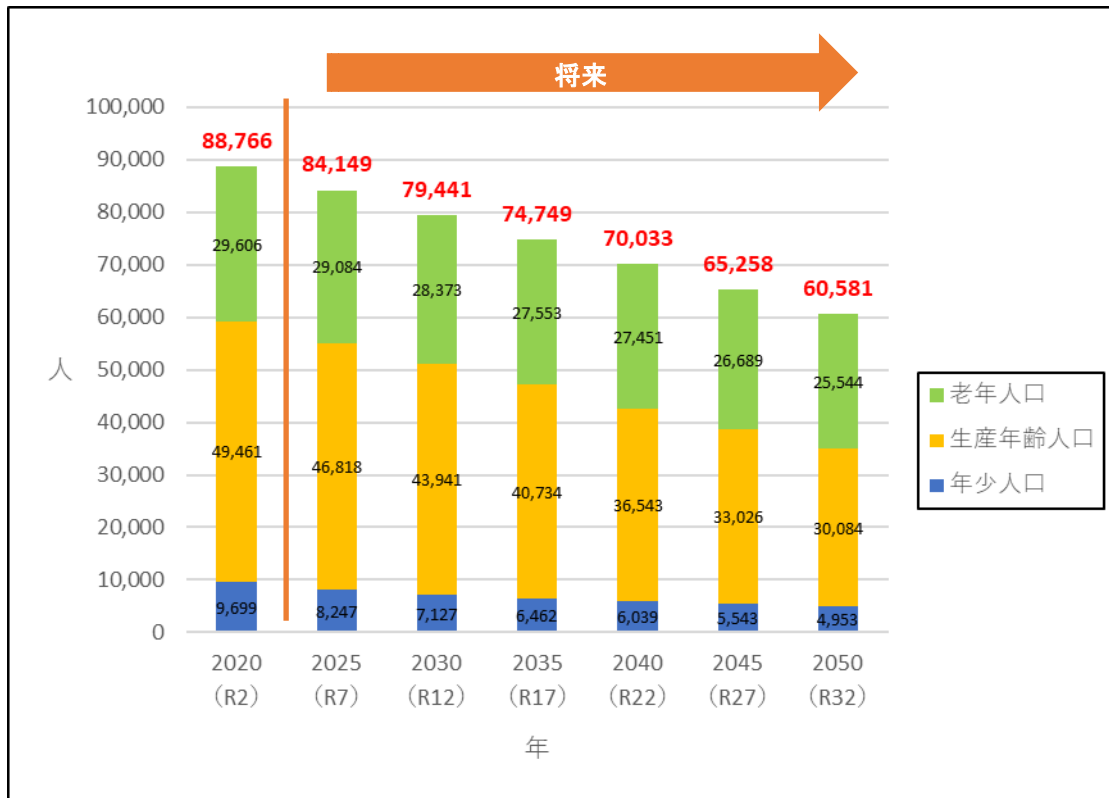
年度	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
伊賀市総合計画	第2次	第3次			第4次		
伊賀市公共施設最適化計画 (FM計画)	第Ⅱ期	第Ⅲ期				第Ⅳ期	
伊賀市・名張市消防連携・協力実施計画	指令業務共同運用開始					指令設備部分更新・無線設備更新	
伊賀市消防本部組織再編計画	第1期	第2期				第3期	
(計画策定等)	第2期計画策定	消防力適正配置検討	日勤救急隊運用開始	第3期計画策定			
(東・阿山分署統合)	住民説明	候補地検討	統合分署建設基本計画策定	用地取得	実施設計	工事施工・システム移設	統合分署開設



## 第2節 現状と課題（人口減少と庁舎の老朽化）

国立社会保障・人口問題研究所が公表した将来人口推計では、今後も伊賀市においては人口減少が進展するとされており、ヒト・モノ・カネという行政経営・消防運営に必要な資源が大きな制約を受けることとなります。

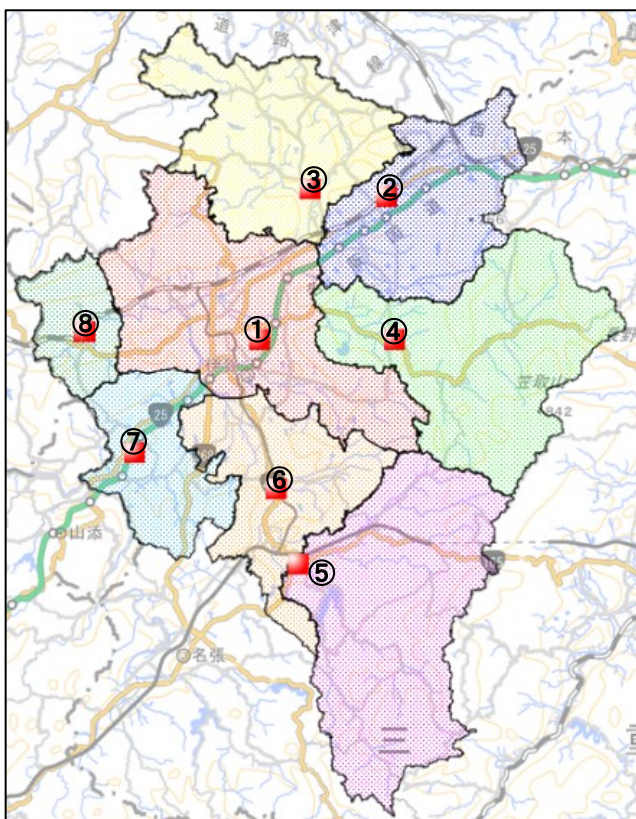
### ■伊賀市の人口推計と年齢構成区分



また、伊賀市消防本部の消防庁舎の状況は次ページのとおりで、8署所のうち4署所で老朽化が進展していますが、行政経営資源が制約される中、将来にわたって**8署所すべてを更新・維持していくことは困難**な状況です。

さらに、南分署・丸山分署・島ヶ原分署については、水害ハザードマップにおける浸水想定区域に立地しています。

## ■ 消防庁舎の配置状況と現況



名称	構造	竣工	経過年数 (R8. 3. 31)	法定耐 用年数	延床面積 (㎡)	耐震化の状況	ハザード マップ
①消防本部及び伊賀 消防署（本署）	鉄筋コンクリート造3階建 （車庫棟 鉄骨造）、一部 免震床（指令センター室）	H28. 9. 1	9	50	4,359	新耐震	—
	訓練塔				鉄筋コンクリート造3階建		
②東分署	鉄筋コンクリート造2階建 （一部鉄骨造）	S55. 12. 1	45	50	474.7	有 (Is 値 1.42)	—
③阿山分署	鉄筋コンクリート造平屋建	S55. 12. 1	45	50	400	有 (Is 値 1.93)	—
④大山田分署	鉄骨造日本瓦葺2階建	H12. 3. 1	26	38	536	新耐震	—
⑤南分署	鉄筋コンクリート造2階建 一部鉄骨スレート造	S55. 3. 1	46	50	655.6	有 (Is 値 0.87)	浸水想定区域
⑥丸山分署	鉄骨造日本瓦葺2階建 （一部3階建）	H14. 3. 1	24	38	827.2	新耐震	浸水想定区域
	訓練塔				鉄骨造3階建		
⑦西分署	鉄骨造2階建	H18. 4. 1	20	38	905.6	新耐震	—
⑧鳥ヶ原分署	鉄骨造2階建 （一部平屋建）	S61. 6. 1	39	38	215.7	新耐震	浸水想定区域

## 第3節 適正配置の基本方針

### (1) 適正配置の推進

消防署所の統合によるメリット及びデメリットについて、『第2期計画』に記載のものを再掲します。

#### ～メリット～

- ◆分散している人員・部隊を集約することにより、消防力を強化できる。
  - ・火災や救急支援出動などで、2隊が同時に出動でき、連携・連動した有効な消防活動（早い消火・救助・救命処置、安全管理など）ができる。
  - ・日常業務や訓練時における人数的な制約が解消され、業務の幅が広がる（立入検査、地水利調査、地域への訓練指導など）ことにより、市民サービス向上や職員のスキルアップに繋がる。
  - ・119番覚知から出動までの時間短縮が図れる。
- ◆建設コストや施設維持管理コストの削減が可能となる。
- ◆仮眠室の個室化や女性職員専用施設の整備により、勤務環境の改善が図れる。

#### ～デメリット～

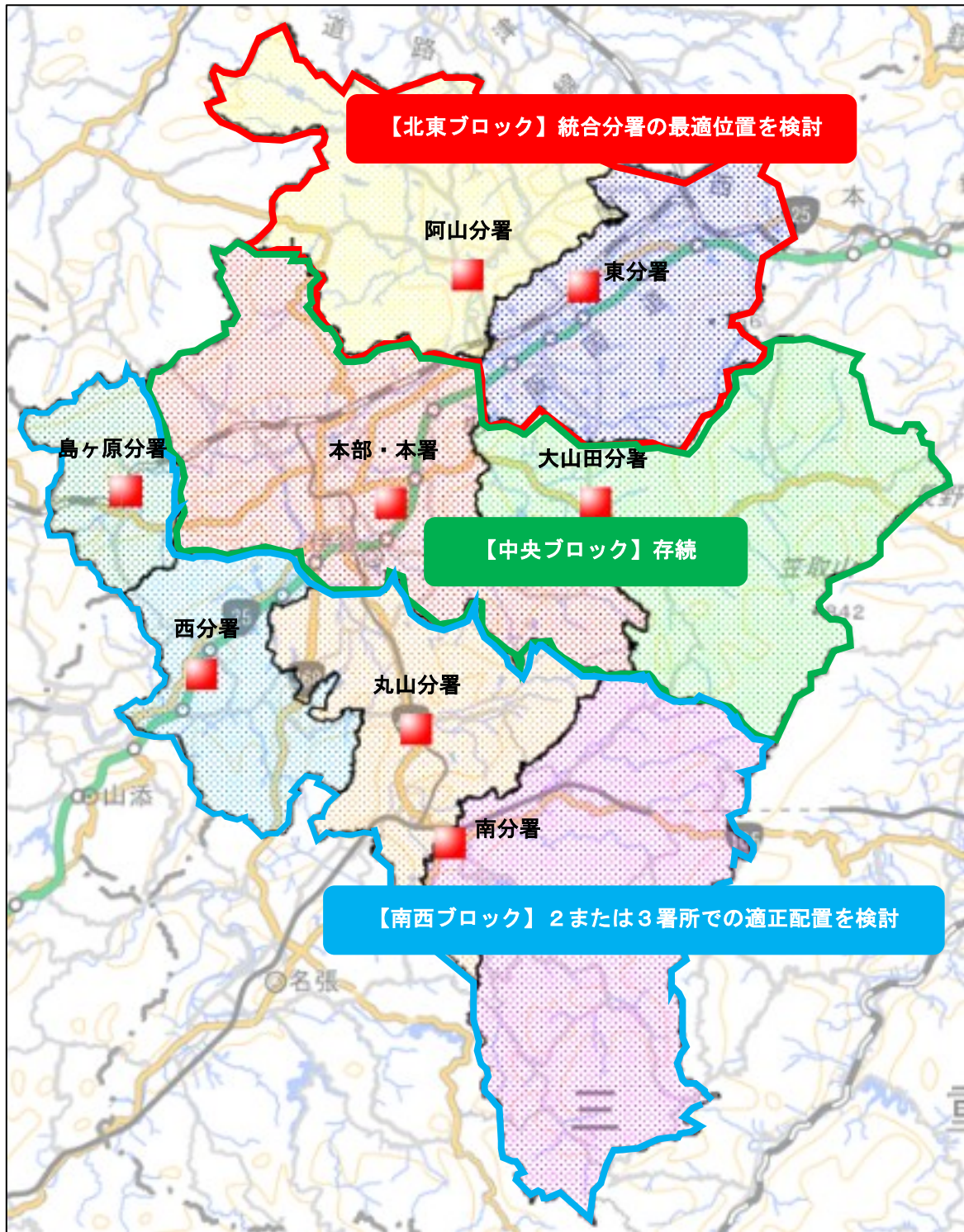
- ◆当該地域において現場到着時間の遅延が一部発生することが考えられる。ただし、119番覚知から出動までの時間短縮により補完するほか、災害発生場所によっては現場到着時間が短縮となる場合がある。

上記のように、消防署所の統合にはメリットもデメリットもありますが、メリットも大きく、またデメリットについては“日勤救急隊（デイトタイム救急隊）”の創設など、可能な限り補完に努めることとし、将来を見据えた持続可能な消防体制の構築のため、消防署所の適正配置を推進することとします。

### (2) 適正配置の前提条件

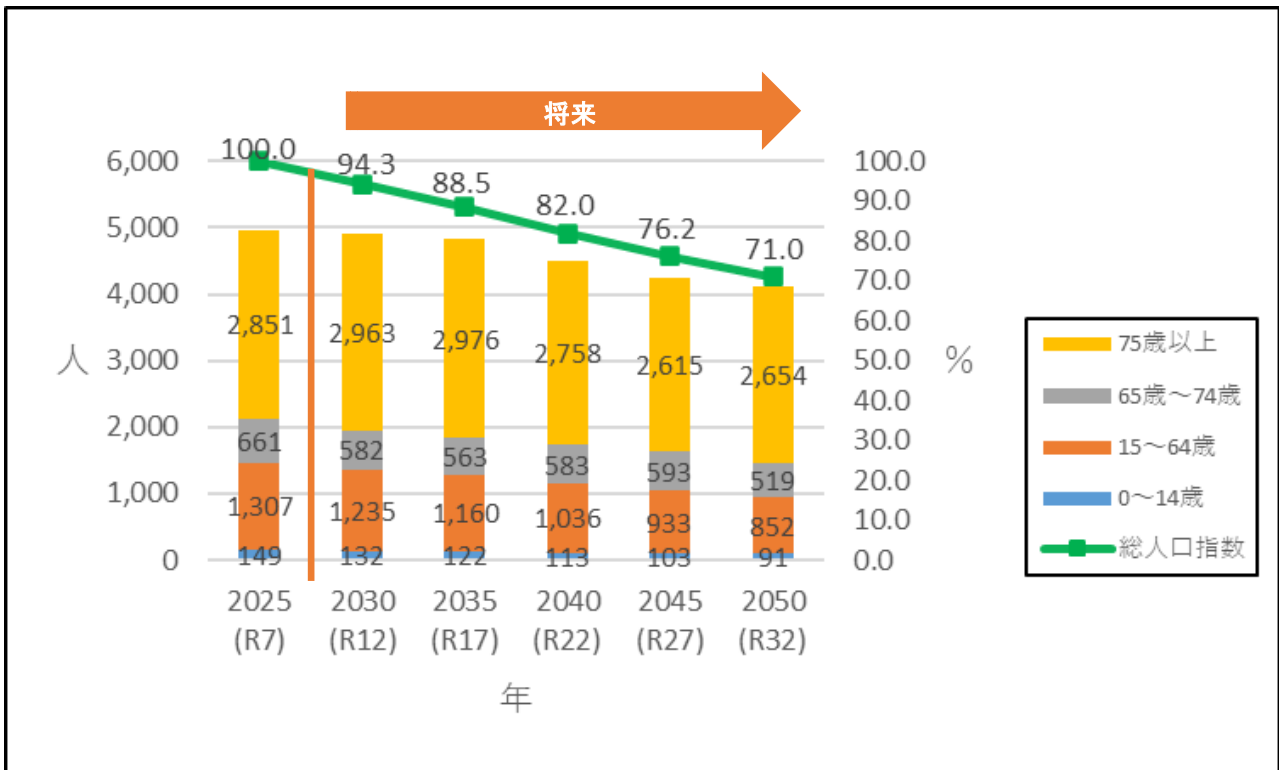
伊賀市の消防署所について、伊賀市を一つの地域として捉え、適正配置を検討することとしますが、庁舎の経過年数や、消防活動における有効性等を踏まえ、“伊賀消防署（本署）”と“大山田分署”は存続することとし、次ページの図のとおり伊賀市を3つのブロックに分けて検討を行うこととします。

なお、検討にあたっては、『第2期計画』に示す県内消防本部や同規模団体の署所数が「6」であることも勘案し、伊賀市全体での適正な消防署所数について、5～6署所とすることを前提とするものとし、『第2期計画』で実施が決定している【北東ブロック】の東分署と阿山分署の統合を踏まえ、【南西ブロック】の4署所については、2または3署所での適正配置を検討することとします。



また現在、消防需要（特に高齢化による救急需要）が高止まりの状況であり、次ページに示すとおり今後の推計においても、人口減少のスピードよりも救急需要（搬送人員）の減少が緩やかであることを踏まえて、消防署所を統合再編しても、現在の出動隊数である **12 隊は維持** することとします。

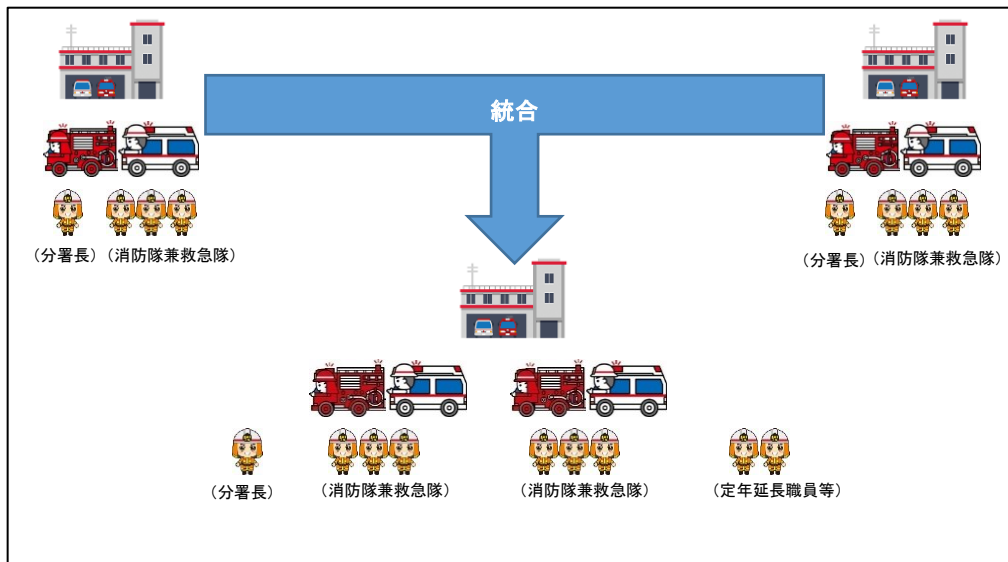
## ■ 救急搬送人員の将来推計



※棒グラフは、年齢区別の救急搬送人員

※折れ線グラフ（緑色）は、2025（令和7）年を100とした時の人口指数

## ■ 統合分署の概要イメージ図



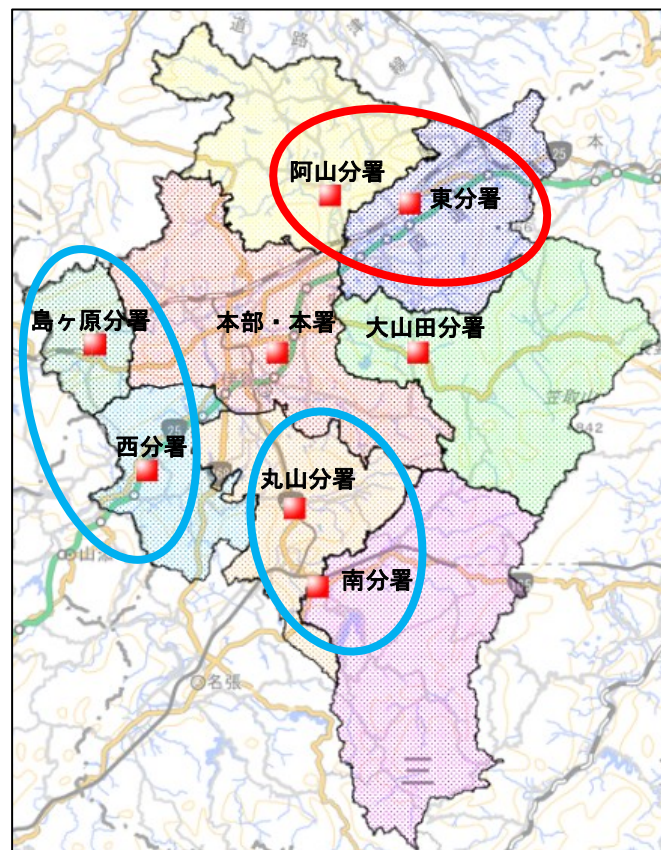
## 第4節 検討パターン

前節の基本方針を前提に、「消防力適正配置調査」の結果及び財源等を踏まえた消防署所再編の組み合わせとして、次のA～C'までの4パターンによる検討を行うこととします。

### Aパターン

【現状】		【最終目標】	
署所	出動隊数	署所	出動隊数
伊賀消防署	5 (日勤救急隊 (R8以降) 含む)	伊賀消防署 (存続)	5 (日勤救急隊 (R8以降) 含む)
東分署	1	(仮称) 北東分署 (統合)	2
阿山分署	1	(仮称) 東出張所 (存続)	1
大山田分署	1	(仮称) 南分署 (統合)	2
南分署	1	(仮称) 西分署 (統合)	2
丸山分署	1		
西分署	1		
島ヶ原分署	1		
合計	<b>12</b>	合計	<b>12</b>

< 1署7分署 (8庁舎) >
< 1署3分署1出張所 (5庁舎) >



## Bパターン

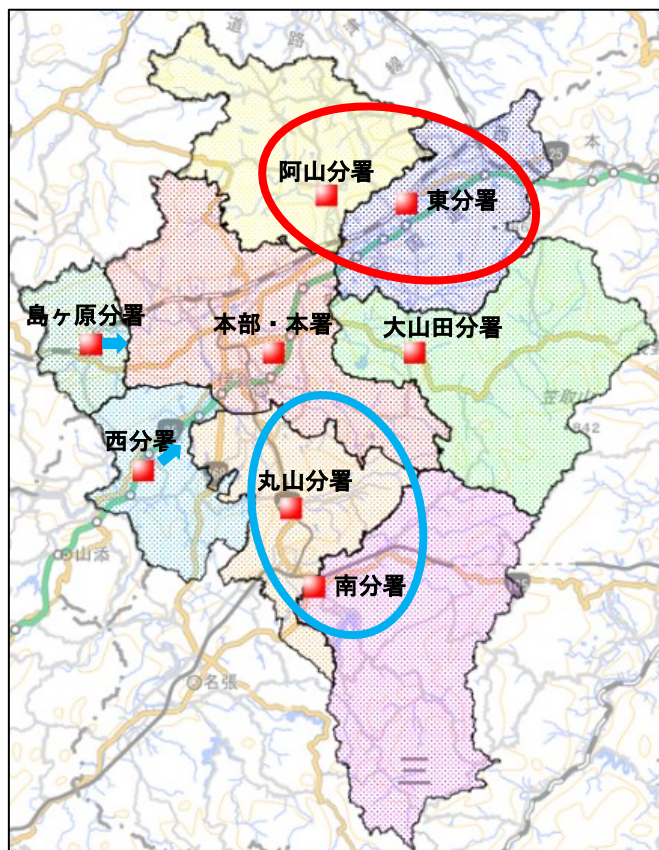
【現状】

【最終目標】

署所	出動隊数	署所	出動隊数
伊賀消防署	5 (日勤救急隊 (R8以降) 含む)	伊賀消防署 (存続)	5 (日勤救急隊 (R8以降) 含む)
東分署	1	(仮称) 北東分署 (統合)	2
阿山分署	1	(仮称) 東出張所 (存続)	1
大山田分署	1	(仮称) 南分署 (統合)	2
南分署	1	(仮称) 南西出張所 (移転)	1
丸山分署	1	(仮称) 西出張所 (移転)	1
西分署	1		
島ヶ原分署	1		
合計	12	合計	12

< 1署7分署 (8庁舎) >

< 1署2分署3出張所 (6庁舎) >



Cパターン

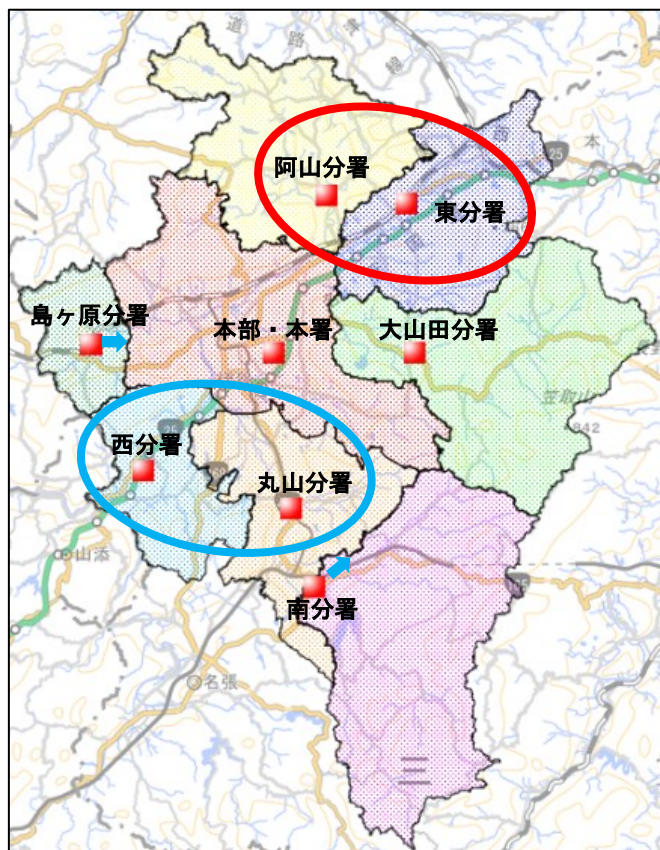
【現状】

【最終目標】

署所	出動隊数	署所 (名称は仮称)	出動隊数
伊賀消防署	5 (日勤救急隊 (R8以降) 含む)	伊賀消防署 (存続)	5 (日勤救急隊 (R8以降) 含む)
東分署	1	(仮称) 北東分署 (統合)	2
阿山分署	1	(仮称) 東出張所 (存続)	1
大山田分署	1	(仮称) 南出張所 (移転)	<u>1</u>
南分署	<u>1</u>	(仮称) 南西分署 (統合)	<u>2</u>
丸山分署	<u>1</u>	(仮称) 西出張所 (移転)	1
西分署	<u>1</u>		
島ヶ原分署	1		
合計	<b>12</b>	合計	<b>12</b>

< 1署7分署 (8庁舎) >

< 1署2分署3出張所 (6庁舎) >



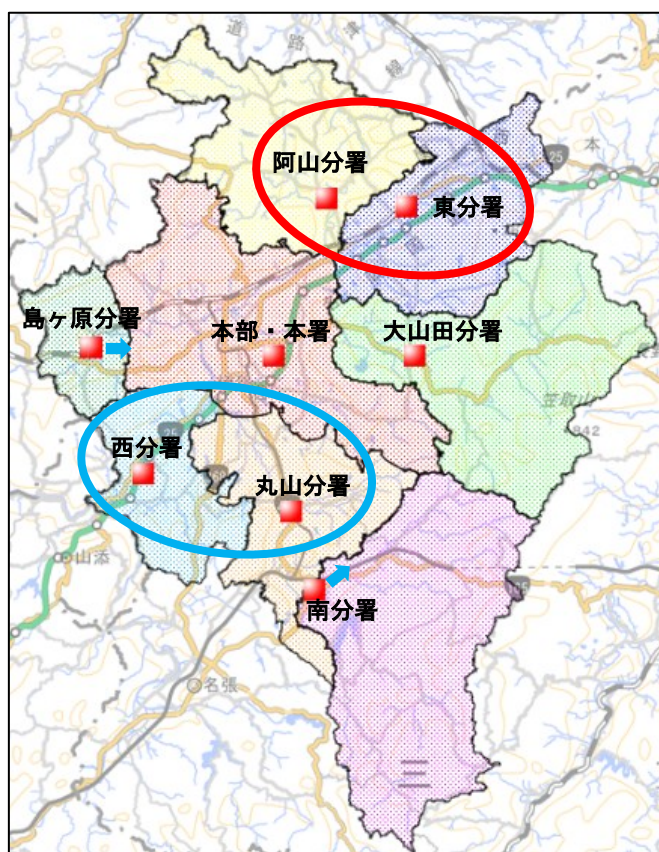
## C'パターン

【現状】		【最終目標】	
署所	出動隊数	署所（名称は仮称）	出動隊数
伊賀消防署	5（日勤救急隊（R8以降）含む）	伊賀消防署（存続）	5（日勤救急隊（R8以降）含む）
東分署	1	（仮称）北東分署（統合）	2
阿山分署	1		
大山田分署	1	（仮称）東出張所（存続）	1
南分署	<u>1</u>	（仮称）南分署（移転）	<u>2</u>
丸山分署	<u>1</u>	（仮称）南西出張所（統合）	<u>1</u>
西分署	<u>1</u>		
島ヶ原分署	1	（仮称）西出張所（移転）	1
合計	<b>12</b>	合計	<b>12</b>

< 1署7分署（**8庁舎**） >

< 1署2分署3出張所（**6庁舎**） >

※Cパターンとの違いは、丸山・西統合分署を出動隊数1とし、南分署を2隊とするものです。



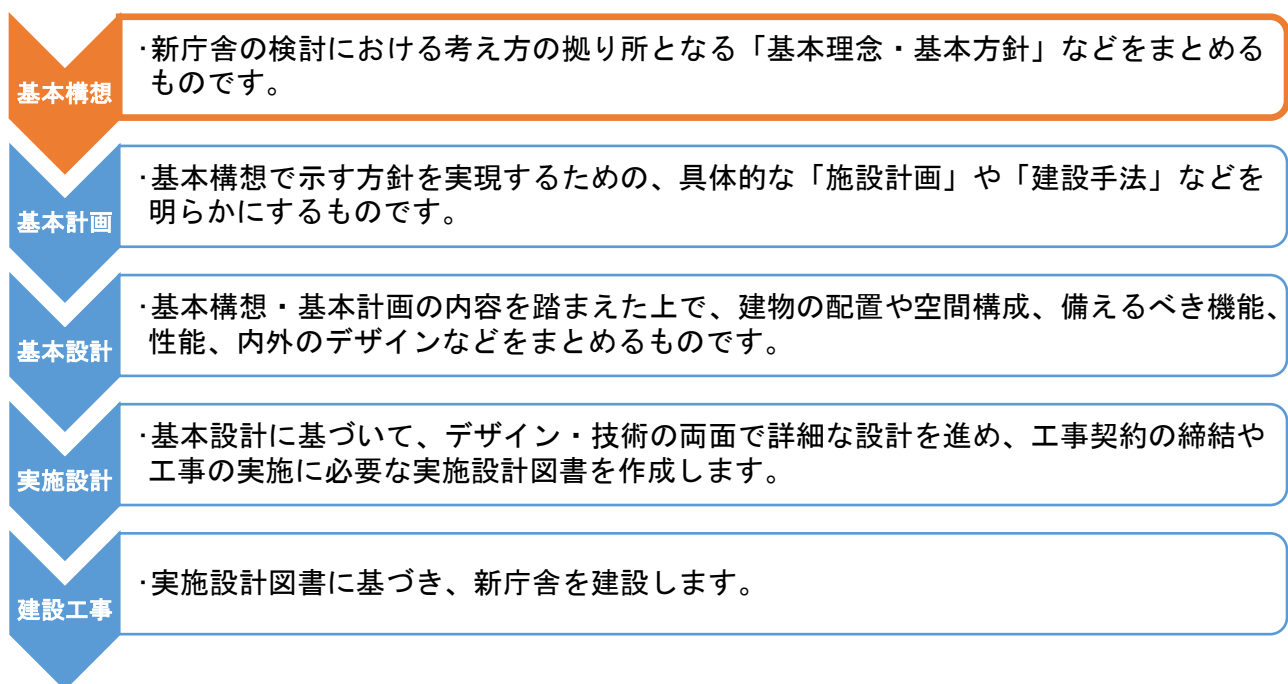
A～C'のいずれのパターンでも、【北東ブロック】の東分署と阿山分署は統合することから、次の第2章で東分署と阿山分署の庁舎統合に向けた基本構想を検討することとし、第3章で【南西ブロック】の再編検討を行うこととします。

## 第2章 【北東ブロック】東分署・阿山分署庁舎統合基本構想

### 第1節 基本構想の位置づけ

この基本構想は、東分署と阿山分署を統合して新設する庁舎の整備に向けて、位置、機能、建設規模、スケジュール等の事業の実施に向けた基本方針を示すものです。

今後、この基本構想に基づき、関係部局等との協議を行い、“基本設計”の実施に向けて、基本的条件を整理した“基本計画”を策定します。



### 第2節 スケジュール

『第2期計画』におけるスケジュールは以下のとおりですが、統合によるメリットも踏まえ、可能な限り工期の前倒しを図ります。

第2期					第3期
2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
候補地検討	基本計画策定	用地取得	実施設計	施工・ システム移設	開設

前倒し

### 第3節 統合分署庁舎の位置

「消防力適正配置調査」において、消防需要や道路状況を踏まえ、東分署と阿山分署を**1分署**に統合した場合に 7.5分での到着率<sup>1</sup>が最大となる①西之澤交差点付近、10分での到着率が最大となる②新堂地区付近、15分での到着率が最大となる③川合地区付近の3地点における運用効果について、それぞれケーススタディを行った結果、下表のとおりとなりました。

ケーススタディ	地域名称	消防需要指標値 <sup>2</sup>	平均走行時間（分）
①西之澤交差点付近	東	7,603	8.2 ( 2.5)
	阿山	7,300	10.5 ( 2.3)
	市全域	100,000	7.1 ( 0.3)
②新堂地区付近	東	7,603	5.9 ( 0.2)
	阿山	7,300	13.0 ( 4.8)
	市全域	100,000	7.2 ( 0.4)
③川合地区付近	東	7,603	9.9 ( 4.2)
	阿山	7,300	9.8 ( 1.6)
	市全域	100,000	7.2 ( 0.4)

※（ ）内は現状配置との差

ケーススタディ①は、両地域とも現状配置よりも平均走行時間が 2分強延びることとなりますが、延伸時間について両地域に偏りが生じない結果となりました。

ケーススタディ②は、阿山地域の平均走行時間が 4.8分延びることとなり、運用効果に偏りが生じます。

ケーススタディ③は、東地域の平均走行時間が 4.2分延びることとなり、運用効果に偏りが生じますが、両地域ともに平均走行時間が 10分を切る結果となりました。

<sup>1</sup> 「到着率」とは、〇〇分以内に現場に到着できる割合（％）で、市全域での到着率を比較したものです。東分署と阿山分署の統合において、7.5分での到着率は、ケーススタディ①が61％、ケーススタディ②が60％、ケーススタディ③が59％で、ケーススタディ①が最大となります。同じように、10分での到着率が最大となるのがケーススタディ②、15分での到着率が最大となるのがケーススタディ③となり、3地点での比較をしています。なお、20分以内に99％が現場到着しています。詳細は、参考資料6「伊賀市消防力適正配置調査報告書」（別冊）の72ページから77ページに記載しています。

<sup>2</sup> 「消防需要指標値」とは、伊賀市における過去5年間の火災発生状況と、過去3年間の救急事案発生状況を数値化したもので、市全域での火災需要を50,000、救急需要を50,000とし、合計100,000の需要が地域ごとにどのように分布しているかを表しています。詳細は、参考資料6「伊賀市消防力適正配置調査報告書」（別冊）の20ページに記載しています。

また、第1出動については前述のとおりですが、第2出動以降においては下表のとおり、現状と比較して大きくサービスが向上することが示されました。

統合分署をケーススタディ①の西之澤交差点付近に設置した場合の両地域におけるポンプ車と救急車の運用効果は下表のとおりで、2着目ポンプ車及び2・3着目救急車の平均走行時間が現状よりも大幅に向上し、統合によるメリットが見込める結果となりました。

区分	車両	地域名称	平均走行時間（分）
ポンプ車運用効果	先着ポンプ車	東	8.1 ( 2.2)
		阿山	10.3 ( 2.3)
		市全域	7.0 ( 0.3)
	2着目ポンプ車	東	8.1 (-3.8)
		阿山	10.3 (-3.7)
		市全域	9.3 (-0.7)
救急車運用効果	先着救急車	東	8.2 ( 2.6)
		阿山	10.6 ( 2.4)
		市全域	7.2 ( 0.3)
	2着目救急車	東	8.2 (-3.9)
		阿山	10.7 (-3.5)
		市全域	12.3 (-1.2)
	3着目救急車	東	15.7 (-0.1)
		阿山	19.1 (-0.2)
		市全域	15.8 (-1.4)

※（ ）内は現状配置との差



検討の結果、ケーススタディ③において、両地域で平均走行時間がほぼ等しくなることは、サービスの公平性の観点では適正と言えますが、現状と比較すると東地域のサービスが大きく低下すること、消防需要指標値を比較すると、東地域が7,603、阿山地域が7,300で、若干、東地域の方が多いため、及び消防本部において、2026（令和8）年度から“日勤救急隊（デイトタイム救急隊）”の運用を開始す

ることによる効果等を踏まえ、ケーススタディ①の西之澤交差点付近が統合分署の適正位置として妥当であると結論付けました。



以上の検証結果に基づき、西之澤交差点付近において、統合分署の建設を検討することとしますが、西之澤交差点付近では有効な市有地がないことから、水害ハザードマップにおける浸水想定区域に留意しつつ、新たな用地取得による庁舎建設を行うこととします。

#### 第4節 機能強化に資する付帯施設の検討

消防署所統合によるデメリットを補完し、【北東ブロック】の機能強化を図るための付帯施設の検討を行います。

機能強化に資する施設のうち、財源が見込める以下の施設について、検討を行いました。

- (1) ヘリコプター離着陸場（兼訓練場及び大規模災害時の緊急消防援助隊等の進出拠点）
- (2) 防災資機材等備蓄倉庫
- (3) 自家給油設備

## (1) ヘリコプター離着陸場

### ①現状

【防災ヘリ】 離着陸場：市内7箇所（うち東・阿山管内2箇所）

活動実績：R2～6年度の5年間で、三重県1回（R3年度）、

奈良県1回（R6年度）

※防災ヘリは、過去5年間で2回の消火活動を実施しています。

【ドクターヘリ】 ランデブーポイント<sup>3</sup>：市内62箇所（うち東・阿山管内15箇所）

活動実績：下表

年	全件数	うち東・阿山管内発生	右のランデブーポイント
2020 (R2)	24	6	西柘植地区市民センター：2 B & G阿山：1 その他：3
2021 (R3)	36	6	西柘植地区市民センター：3 B & G阿山：2 その他：1
2022 (R4)	13	2	西柘植地区市民センター：1 B & G阿山：1
2023 (R5)	22	4	西柘植地区市民センター：1 B & G阿山：1 その他：2
2024 (R6)	22	6	西柘植地区市民センター：1 B & G阿山：4 その他：1
平均	23.4	4.8	西柘植地区市民センター：1.6 B & G阿山：1.8 その他：1.4

※ドクターヘリは、過去5年間で年間平均23.4件飛来しており、東・阿山

管内で発生した救急事案のうちドクターヘリの対象となったのが4.8件で、こ

<sup>3</sup> 「ランデブーポイント」とは、ドクターヘリと救急車の合流地点である臨時離着陸場を言います。

のうち東・阿山管内のランデブーポイントを使用したのが 3.4 件、残りの 1.4 件は管外のランデブーポイントを使用しています。

## ②課題

防災ヘリでは、過去 5 年間における 2 回の消火活動において、活動に大きな支障は生じていませんが、2025（令和 7）年 2 月に大船渡市で発生した林野火災など、火災が大規模化・多発化する傾向にあり、防災ヘリの必要性・重要性は増しています。

また、ドクターヘリでは、東・阿山管内には 15 箇所のランデブーポイントがありますが、舗装などの理由から実質は当該 2 箇所を活用している状況で、その他のランデブーポイントのうち救急発生場所から遠方のランデブーポイントまで搬送した事例（概ね 20 分）は、過去 5 年間で 5 件となっています。

ヘリコプターの運用には地上支援（誘導・安全管理等）が必須となりますが、分署統合により、現在、主に使用している離着陸場までの距離が長くなり、地上支援活動に支障が生じます。

## ③効果

ヘリコプター離着陸場の整備により、大規模林野火災時における防災ヘリのスムーズな給水活動や、救急隊とドクターヘリとのスムーズな連携が可能となります。また平時の際は、訓練場として使用できるとともに、大規模災害発生時には、他市・他県からの緊急消防援助隊等の進出拠点としても活用できます。伊賀地域は道路網が寸断されると陸の孤島となり、空路での物資輸送が唯一の手段となる可能性が高く、有益性が高いと考えられます。

## ④事業費（防災ヘリ）

緊急防災・減災事業債（充当率 100%・交付税算入率 70%）が活用可能です。

・事業費：（造成設計費 10,525 千円＋造成工事費 123,816 千円）×50%（統合分署敷地のうちヘリポート部分）＝67,171 千円

・財 源：緊急防災・減災事業債 67,100 千円

うち交付税算入額 46,970 千円

## ⑤結論

統合分署に隣接した離着陸場を整備することで地上支援が容易となり、また、大規模災害時にはさらに有効な施設となることから、消防力が大幅に向上します。

離着陸場の整備費用は主に造成に係る費用であり、用地に係る造成費用に財源を充当することで、効率的に整備を図ります。

## （２）防災資機材等備蓄倉庫

### ①現状

伊賀市における防災資機材等備蓄倉庫は、治田地内の西分署及び下友生地内のしらさぎ運動公園に整備されています。

### ②課題

【北東ブロック】には、防災資機材等備蓄倉庫が未整備であり、大規模災害時に道路網が寸断された場合、支援物資が行き届かず、市民の生命が脅かされることが危惧されます。

### ③効果

防災資機材等備蓄倉庫を整備することで、大規模災害時における当該地域の機能強化に繋がります。

#### ④事業費

消防防災施設整備費補助金（1/2）が活用可能です。消防防災施設整備費補助金の補助対象となる備蓄倉庫（地域防災拠点施設）は、延床面積 30 m<sup>2</sup>以上とされています。

また既存倉庫では、西分署防災倉庫が 225.00 m<sup>2</sup>、しらさぎ運動公園防災倉庫が 201.83 m<sup>2</sup>、消防本部に令和 5 年度に設置の倉庫が 78.79 m<sup>2</sup>となっています。

「伊賀市公共施設最適化計画」の主旨である現庁舎（874.7 m<sup>2</sup>）よりも延床面積を減らすことも踏まえ、整備する倉庫の延床面積を 200 m<sup>2</sup>として試算します。

・事業費：基準額 179 千円/m<sup>2</sup>×200 m<sup>2</sup> = 35,800 千円

・財 源：35,800 千円×1/2 = 17,900 千円

#### ⑤結論

【北東ブロック】においては、防災資機材等備蓄倉庫が未整備の状況であり、有事の際には消防活動及び市民にとって非常に有益となると考えられます。

しかしながら、試算している倉庫面積が備蓄を想定する資機材や物資に見合う容量であるかの検証や、市防災計画との整合を図る必要があるため、引き続き防災危機対策局等との連携を図りながら、実現可能性について検討を進めることとします。

### （3）自家給油施設

#### ①現状

伊賀市消防本部では消防本部庁舎に自家給油施設を整備していますが、当該 2 分署では未整備であり、通常は民間の給油施設で車両への給油を行っています。

## ②課題

大規模災害時に道路網が寸断された場合、民間の給油施設の燃料備蓄が枯渇することが想定されます。

給油が不可能となった場合、救助に向かう車両への給油が出来ず、現場へ向かうことが出来ないため、消防機関として機能不全に陥ります。

## ③効果

自家発電設備を備えた自家給油施設を整備することで、大規模災害時においても消防活動が継続でき、当該地域における機能強化に繋がります。また、消防本部に設置の自家給油施設が被災した場合のバックアップとしても有効です。

## ④事業費

消防防災施設整備費補助金（1/2）が活用可能です。実際の事業費は不明であるため、補助基準額の 55,089 千円で算定します。

・事業費：55,089 千円

・財 源：55,089 千円×1/2 = 27,544 千円

## ⑤結論

自家給油施設の整備は、有事の際には消防活動及び市民にとって非常に有益となると考えられます。しかしながら、事業費が高額であること、現状において消防本部に施設を整備済みであることを踏まえ、本事業においては、自家給油施設の整備は実施を見合わせることにしますが、将来的な整備については、引き続き検討することとします。



消防・防災分野において、平時において費用に見合った効果を求めることは難しく、有事の際に初めてその効果が認められるものですが、上記の施設について考察した結果、いずれも有効性は認められるものの、事業費抑制の観点も踏まえて、(1)の事業については実施することとします。

また、(2)の施設については、継続した検討を進めることとし、(3)の事業は実施を見合わせることにしますが、将来的な整備については引き続き検討することとします。

## 第5節 統合分署庁舎の規模

統合分署庁舎の規模の検討にあたっては、まず庁舎部分の延床面積を検討し、これを踏まえた敷地面積の検討を行います。

### (1) 車両数・職員数

第1章第3節及び『第2期計画』において、消防需要を踏まえ、出動隊数を維持することとしていることから、統合分署に配置する車両数・職員数は下表のとおりとし、これを踏まえた庁舎規模の検討を行います。

【統合前】					【統合後】					
	消防車	救急車	その他の 車両	職員		消防車	救急車	その他の 車両	職員	定年延長等 (最大)
東分署	1台	1台	1台	11人		2台	2台	2台	21人	(4人)
阿山分署	1台	1台	1台	11人	統合分署	2台	2台	2台	21人	(4人)

### (2) 庁舎延床面積

庁舎の延床面積を算定する方法としては、次の5つの方法が考えられます。

- ①総務省の地方債同意等基準運用要綱を参考とする算定方法
- ②国土交通省の新営一般庁舎面積算定基準を参考とする算定方法
- ③普通交付税に係る基準財政需要額算定のための標準団体における出張所延べ床面積を参考とする算定方法
- ④現状の床面積から求める算定方法
- ⑤県内他消防本部の同規模庁舎を参考とする算定方法

以下において、①～⑤についての考察を行います。

### ①総務省の地方債同意等基準運用要綱を参考とする算定方法

庁舎延床面積は、「入居職員数×職員一人当たり面積（35.3 m<sup>2</sup>）と移転前面積を比較して大きい方」により求めることとされています。

入居職員数を日勤分署長 1 人及び最大勤務員数 12 人の合計 13 人とすると、上記算定式により 458.9 m<sup>2</sup>となります。

また移転前の床面積は、東分署が 474.7 m<sup>2</sup>、阿山分署が 400 m<sup>2</sup>で、合計 874.7 m<sup>2</sup>となり、移転前面積の方が大きくなります。

### ②国土交通省の新営一般庁舎面積算定基準を参考とする算定方法

室名	面積基準	面積	備考																				
㊦事務室	3.3 m <sup>2</sup> ×換算人員 〔職員換算率〕 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>換算率</th> <th>職員数</th> <th>換算職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課長級</td> <td>2.5</td> <td>1 人</td> <td>2.5 人</td> </tr> <tr> <td>係長級</td> <td>1.8</td> <td>1 人</td> <td>1.8 人</td> </tr> <tr> <td>一般級</td> <td>1.0</td> <td>11 人</td> <td>11 人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>13 人</td> <td>15.3 人</td> </tr> </tbody> </table>	区分	換算率	職員数	換算職員数	課長級	2.5	1 人	2.5 人	係長級	1.8	1 人	1.8 人	一般級	1.0	11 人	11 人	合計		13 人	15.3 人	50.49 m <sup>2</sup>	
区分	換算率	職員数	換算職員数																				
課長級	2.5	1 人	2.5 人																				
係長級	1.8	1 人	1.8 人																				
一般級	1.0	11 人	11 人																				
合計		13 人	15.3 人																				
㊧会議室	職員 100 人当たり 40 m <sup>2</sup>	40.00 m <sup>2</sup>																					
㊨倉庫	事務室面積の 13% (㊦+㊧+㊩+㊪+㊫+㊬+㊭+㊮+㊯) ×13%	34.01 m <sup>2</sup>	書庫・庁舎用品																				
㊩宿直室	1 人まで 10 m <sup>2</sup> 、1 人増すごとに 3.3 m <sup>2</sup> 加算 10 m <sup>2</sup> + (3.3 m <sup>2</sup> ×13 人)	52.9 m <sup>2</sup>	仮眠室（個室 12+予備室 1+浴室）																				
㊪宿直室	1 人まで 10 m <sup>2</sup> 、1 人増すごとに 3.3 m <sup>2</sup> 加算 10 m <sup>2</sup> + (3.3 m <sup>2</sup> ×1 人)	13.3 m <sup>2</sup>	女性用仮眠室（個室 1+浴室）																				
㊫庁務員室	1 人まで 10 m <sup>2</sup> 、1 人増すごとに 1.65 m <sup>2</sup> 加算 10 m <sup>2</sup> + (1.65 m <sup>2</sup> ×12 人)	29.80 m <sup>2</sup>	待機室兼食堂																				
㊬湯沸室	6.5～13 m <sup>2</sup> が標準	13.00 m <sup>2</sup>																					



伊勢市	玉城出張所 【2021 (R3) 更新】	消防ポンプ自動車：2台 救急車：1台 最大勤務員数：7人 (配置職員数：14人)	敷地面積：1,795.57 m <sup>2</sup> 構造：S造2F建 延床面積： <u>739.95 m<sup>2</sup></u>
三重紀北消防組合	紀伊長島消防署 【2019 (H31) 移転】	消防ポンプ自動車：2台 救急車：2台 最大勤務員数：9人 (配置職員数：21人)	敷地面積：2,554.16 m <sup>2</sup> 構造：RC造平屋建 延床面積： <u>655.97 m<sup>2</sup></u>
津市	久居消防署南分署 【2019 (H31) 更新】	消防ポンプ自動車：1台 救急車：1台 最大勤務員数：11人 (配置職員数：19人)	敷地面積：1,993.24 m <sup>2</sup> 構造：SC造2F建 延床面積： <u>859.82 m<sup>2</sup></u>
平均			<u>754.91 m<sup>2</sup></u>

<考察結果>

- ① 874.70 m<sup>2</sup>
- ② 528.55 m<sup>2</sup>
- ③ 850.00 m<sup>2</sup>
- ④ 866.71 m<sup>2</sup>
- ⑤ 754.91 m<sup>2</sup>



考察結果を踏まえ、統合分署の規模について 550 m<sup>2</sup>程度を上限とします。

### (3) 敷地面積

前項の庁舎面積の考察結果に基づき、敷地面積の算定を行います。

#### ① 庁舎部分の面積

国土交通省の新営一般庁舎面積算定基準においては、耐火造の場合、建築面積（1F部分）の2.5倍を標準とすることから、 $550 \text{ m}^2 \times 2.5 = \underline{1,375 \text{ m}^2}$ とします。

#### ② 駐車場の面積

国土交通省の新営一般庁舎面積算定基準の自動車置場における中型車（乗用車）1台当たりの面積を準用し、（その他車両2台＋来庁者3台＋職員25台） $\times 18 \text{ m}^2 = \underline{540 \text{ m}^2}$ とします。

### ③ヘリコプター離着陸場（兼訓練場及び大規模災害時の緊急消防援助隊等の進出拠点）の面積

「三重県防災ヘリコプター運航の手引」により、防災ヘリコプターの離着陸帯の規格は38m×38m以上とされており、1,444 m<sup>2</sup>以上の用地が必要ですが、効率性及び事業費抑制の観点から、②の駐車場を含めて 1,444 m<sup>2</sup>以上の面積とします。



既存施設の面積は1,957 m<sup>2</sup>（東 729.9 m<sup>2</sup>+阿山 1,227.1 m<sup>2</sup>）ですが、現行庁舎には訓練スペースがない状況です。

上記①・③の合計は 2,819 m<sup>2</sup>ですが、ヘリコプター離着陸場用地を駐車場用地と兼用することを踏まえ、3,000 m<sup>2</sup>程度を上限に検討することとします。

## 第6節 統合分署建設の事業費等

### (1) 概算費用

物価や労務費の高騰により、建設費用は高騰しており、事業費を約8億7千万円と試算しました。

また、この2分署の統合に対する有利な財源はあまり見込めませんが、活用できる財源は可能な限り活用し、整備を図ることとします。(防災資機材等備蓄倉庫の整備費は含んでいません。)

項目		金額(千円)	うち特定財源(千円)	特定財源の内容
用地	用地測量費、用地取得費、造成工事費など	172,829	146,300	■一般事業債 ■緊急防災・減災事業債(ヘリポート部分設計・工事費)
庁舎 (S造平屋建)	設計費、工事費など	549,587	409,600	■一般事業債 ■消防防災施設整備費補助金(耐震性貯水槽分設計・工事費)
既存庁舎解体	設計費、工事費(2庁舎分)	96,573	86,900	■公共施設等適正管理推進事業債
その他	初度備品購入費、専和設備、LAN配線、指令・無線設備移設など	50,930	0	
合計		<b>869,919</b>	642,800	(実負担額) 817,949千円

### (2) 庁舎統合によるコスト縮減効果

2庁舎をそれぞれ建て替えた場合と、1分署に統合新設した場合のイニシャルコスト及びランニングコストを比較した結果は下表のとおりで、庁舎を統合する方がイニシャルコストで約73,000千円の低減が図れるほか、現有地の売却益も期待できます。また、ランニングコスト面でも、現行庁舎との比較では一定の効果が得られることが分かりました。

	現行庁舎	① 2庁舎とも現有地に 建て替えるケース	② 1庁舎に統合 新設するケース	比較 (②-①)
庁舎数	2	2	1	▲1
延床面積	874.7㎡	300㎡×2庁舎=600㎡	550㎡	▲50㎡
	現行比	▲274.7㎡	▲324.7㎡	-
整備費用	-	943,728千円	869,919千円	▲73,809千円
維持管理費用(単年)	4,194千円	2,544千円	2,332千円	▲212千円
	現行比	▲1,650千円	▲1,862千円	▲212千円

## 第3章 【南西ブロック】 4署所統合再編基本構想

### 第1節 基本構想の位置づけ

この基本構想は、【南西ブロック】の4署所を、2または3署所に統合再編する場合において、人口・消防需要の分布や将来推計、道路の整備予定等を踏まえた最適な署所数、及びその組み合わせに関して検討し、その結果を基本方針として示すものです。

今後、この基本構想に基づき、実施順序や具体的事項を検討し、2030（令和12）年度からの『第3期伊賀市消防本部組織再編計画』以降において、事業を推進していくものとします。

### 第2節 検討パターンの費用比較

#### （1）コスト比較

##### Aパターン

	現行庁舎	① 4庁舎とも現有地に 建て替えるケース	② 2庁舎に統合 新設するケース	比較 (②-①)
庁舎数	4	4	2	▲2
延床面積	2,604.1㎡	300㎡×4庁舎=1,200㎡	550㎡×2庁舎=1,100㎡	▲100㎡
	現行比	—	▲1,404.1㎡	—
整備費用	—	1,873,731千円	1,744,188千円	▲129,543千円
維持管理費用（単年）	8,779千円	5,328千円	4,664千円	▲664千円
	現行比	—	▲3,451千円	▲664千円

##### B・C・C'パターン

	現行庁舎	① 4庁舎とも現有地に 建て替えるケース	② 3庁舎に統合 新設するケース	比較 (②-①)
庁舎数	4	4	3	▲1
延床面積	2,604.1㎡	300㎡×4庁舎=1,200㎡	550㎡×1庁舎=550㎡ 300㎡×2庁舎=600㎡	▲50㎡
	現行比	—	▲1,454.1㎡	—
整備費用	—	1,873,731千円	2,107,242千円	233,511千円
維持管理費用（単年）	8,779千円	5,328千円	5,116千円	▲212千円
	現行比	—	▲3,663千円	▲212千円

コスト面での比較では、4 署所を 2 署所に統合する A パターンがイニシャルコスト・ランニングコストとも有利な結果となりました。

4 署所を 3 署所とする B・C・C' パターンは、ランニングコストでは一定の効果が見込めるものの、イニシャルコストでは現有地での建て替えの方が有利な結果となっています。（ただし、用地取得費は不要となるものの、有利な財源の活用が不可となります。）

## (2) 財源比較

### A パターン

再編前	再編後（名称は仮称）	財源
南分署	南分署	緊急防災・減災事業債または防災対策事業債 （浸水想定等区域からの移転） 充当率 100%・交付税措置 70%または充当率 90%・交付税措置 50%
丸山分署		
西分署	西分署	緊急防災・減災事業債または防災対策事業債 （浸水想定等区域からの移転） 充当率 100%・交付税措置 70%または充当率 90%・交付税措置 50%
島ヶ原分署		

### B パターン

再編前	再編後（名称は仮称）	財源
南分署	南分署	緊急防災・減災事業債または防災対策事業債 （浸水想定等区域からの移転） 充当率 100%・交付税措置 70%または充当率 90%・交付税措置 50%
丸山分署		
西分署	南西出張所	一般事業債（消防・防災施設整備事業） 充当率 75%
島ヶ原分署	西出張所	緊急防災・減災事業債または防災対策事業債 （浸水想定等区域からの移転） 充当率 100%・交付税措置 70%または充当率 90%・交付税措置 50%

## C・C'パターン

再編前	再編後（名称は仮称）	財源
南分署	南出張所または南分署	緊急防災・減災事業債または防災対策事業債 （浸水想定等区域からの移転） 充当率 100%・交付税措置 70%または充当率 90%・交付税措置 50%
丸山分署	南西分署または南西出張所	緊急防災・減災事業債または防災対策事業債 （浸水想定等区域からの移転）
西分署		充当率 100%・交付税措置 70%または充当率 90%・交付税措置 50%
島ヶ原分署	西出張所	緊急防災・減災事業債または防災対策事業債 （浸水想定等区域からの移転） 充当率 100%・交付税措置 70%または充当率 90%・交付税措置 50%

【南西ブロック】では、4 署所のうち南分署・丸山分署・島ヶ原分署がハザードマップにおける“浸水想定区域”に位置しており、区域外への移転に対しては有利な財源が見込めます。

A 及び C・C'パターンでは、すべての事業に財源が活用できますが、B パターンでは一部活用できない事業が発生します。

## 第 3 節 検討パターンの考察（運用面）

### Aパターン

前節の費用比較では、A パターンが最も効率化が図れるパターンとなっています。

しかしながら、「消防力適正配置調査」において、南分署を現在地から大きく移動させることは、消防需要指標値（9,375）を踏まえ、適切ではないとされているため、A パターンでは残る 3 署所（丸山分署・西分署・島ヶ原分署）を **1 署所**に統合することとなります。

「消防力適正配置調査」において、消防需要や道路状況を踏まえ、3 署所を **1 署所**に統合した場合に 7.5 分での到着率<sup>4</sup>が最大となる①市部交差点付近、10 分での到着率が最大となる②成和東小

<sup>4</sup> 「到着率」とは、〇〇分以内に現場に到着できる割合（％）で、市全域での到着率を比較したものです。A パターンでは、7.5 分での到着率は、ケーススタディ①が 67%、ケーススタディ②が 64%、ケーススタディ③が 62%で、ケーススタディ①が最大となります。同じように、10 分での到着率が最大となるのがケーススタディ②、15 分での到着率が最大となるのがケーススタディ③となり、3 地点での比較をしています。なお、20 分以内に 99%が現場到着しています。詳細は、参考資料 6「伊賀市消防力適正配置調査報告書」（別冊）の 88 ページから 93 ページに記載しています。

学校付近、15分での到着率が最大となる③山出交差点付近の3地点における運用効果について、それぞれのケーススタディの結果は、下表のとおりとなりました。

ケーススタディ	地域名称	消防需要指標値	平均走行時間（分）
①市部交差点付近	南	9,375	7.8 ( 0.0)
	丸山	7,603	7.6 (-0.8)
	西	5,144	13.6 ( 5.0)
	島ヶ原	3,132	19.0 (13.1)
	市全域	100,000	7.2 ( 0.4)
②成和東小学校付近	南	9,375	7.8 ( 0.0)
	丸山	7,603	7.7 (-0.7)
	西	5,144	10.3 ( 1.7)
	島ヶ原	3,132	19.0 (13.1)
	市全域	100,000	7.2 ( 0.4)
③山出交差点付近	南	9,375	7.8 ( 0.0)
	丸山	7,603	8.6 ( 0.2)
	西	5,144	8.2 (-0.4)
	島ヶ原	3,132	19.0 (13.1)
	市全域	100,000	7.2 ( 0.4)

※（ ）内は現状配置との差

また、消防需要指標値を踏まえた署所適正配置の観点から、ケーススタディ③の山出交差点付近に統合分署を配置するとした場合の車両の運用効果については下表のとおりとなり、南地域・丸山地域・西地域については、第2出動以降での運用効果が高くなるものの、島ヶ原地域については、現状維持または低下することが分かりました。

区分	車両	地域名称	平均走行時間（分）
ポンプ車運用効果	先着ポンプ車	南	7.2 ( 0.0)
		丸山	8.7 ( 0.0)
		西	8.6 ( 0.8)
		島ヶ原	19.0 (13.6)
		市全域	7.1 ( 0.4)

	2着目ポンプ車	南	7.2 (-9.5)
		丸山	8.8 (-4.3)
		西	8.6 (-5.5)
		島ヶ原	19.0 ( 0.2)
		市全域	8.5 (-1.5)
救急車運用効果	先着救急車	南	8.7 ( 0.0)
		丸山	8.5 ( 0.4)
		西	8.0 (-1.0)
		島ヶ原	18.9 (12.7)
		市全域	7.3 ( 0.4)
	2着目救急車	南	8.7 (-9.4)
		丸山	8.5 (-4.5)
		西	8.0 (-6.4)
		島ヶ原	23.1 ( 4.4)
		市全域	11.4 (-2.1)
	3着目救急車	南	25.5 (-0.2)
		丸山	15.4 (-3.1)
		西	15.8 (-2.5)
		島ヶ原	23.1 ( 0.5)
		市全域	15.0 (-2.2)

※ ( ) 内は現状配置との差

以上のことから、Aパターンについては、コスト面での効率性は最も高いものの、特に島ヶ原地域の運用効果が著しく低下することから、適切ではないとの結論に至りました。

## B、C・C'パターン

いずれのパターンにおいても、イニシャルコスト面では増額となりますが、有利な財源が充当できるため、実負担額では効果が見込めます。また、ランニングコスト面では、現状よりも効率化が図れます。

なおBパターンでは、西分署が単独移転となり、有利な財源が見込めないことから検討から除くこととし、C・C'パターンで検討することとしますが、南地域の消防需要指標値が9,375と高いことを踏まえ、南分署に出動隊2隊を配置するC'パターンで検討することとします。

ここでも、Aパターンと同様に「消防力適正配置調査」に基づき、南分署を除く3署所（丸山分署・西分署・島ヶ原分署）を**2署所**に統合することを検討します。

「消防力適正配置調査」において、消防需要や道路状況を踏まえ、3署所を**2署所**に統合した場合に7.5分での到着率<sup>5</sup>が最大となる①a小田西交差点付近・b市部交差点付近、10分での到着率が最大となる②a長田交差点付近・b成和東小学校付近、15分での到着率が最大となる③a西山公民館付近・b山出交差点付近の6地点における運用効果について、それぞれのケーススタディの結果は、下表のとおりとなりました。

ケーススタディ	地域名称	消防需要指標値	平均走行時間（分）
①a 小田西交差点付近 b 市部交差点付近	南	9,375	7.8 ( 0.0)
	丸山	7,603	7.6 (-0.8)
	西	5,144	13.0 ( 4.4)
	島ヶ原	3,132	13.2 ( 7.3)
	市全域	100,000	6.3 (-0.5)
②a 長田交差点付近 b 成和東小学校付近	南	9,375	7.8 ( 0.0)
	丸山	7,603	7.7 (-0.7)
	西	5,144	9.8 ( 1.2)
	島ヶ原	3,132	11.0 ( 5.1)
	市全域	100,000	6.5 (-0.3)
③a 西山公民館付近 b 山出交差点付近	南	9,375	7.8 ( 0.0)
	丸山	7,603	8.6 ( 0.2)
	西	5,144	8.2 (-0.4)
	島ヶ原	3,132	8.6 ( 2.7)
	市全域	100,000	6.8 ( 0.0)

※（ ）内は現状配置との差

<sup>5</sup> 「到着率」とは、〇〇分以内に現場に到着できる割合（％）で、市全域での到着率を比較したものです。B・C・C'パターンでは、7.5分での到着率は、ケーススタディ①が73%、ケーススタディ②が69%、ケーススタディ③が65%で、ケーススタディ①が最大となります。同じように、10分での到着率が最大となるのがケーススタディ②、15分での到着率が最大となるのがケーススタディ③となり、6地点での比較をしています。なお、20分以内に99%が現場到着しています。詳細は、参考資料6「伊賀市消防力適正配置調査報告書」（別冊）の80ページから85ページに記載しています。

また、消防需要指標値を踏まえた署所適正配置の観点から、ケーススタディ②の長田交差点付近及び成和東小学校付近に統合分署を配置するとした場合の車両の運用効果については下表のとおりとなり、第2出動以降において南地域・丸山地域・西地域については現状維持または向上し、島ヶ原地域についても、第1出動については延伸があるものの、第2出動以降についてはほぼ現状維持であることが分かりました。

区分		地域名称	平均走行時間（分）
ポンプ車運用効果	先着ポンプ車	南	7.2（0.0）
		丸山	8.2（-0.5）
		西	10.0（2.2）
		島ヶ原	10.9（5.5）
		市全域	6.4（-0.3）
	2着目ポンプ車	南	7.2（-9.5）
		丸山	12.1（-1.0）
		西	14.0（-0.1）
		島ヶ原	19.0（0.2）
		市全域	9.0（-1.0）
救急車運用効果	先着救急車	南	8.7（0.0）
		丸山	7.3（-0.8）
		西	9.8（0.8）
		島ヶ原	10.9（4.7）
		市全域	6.5（-0.4）
	2着目救急車	南	8.7（-9.4）
		丸山	12.0（-1.0）
		西	15.2（0.8）
		島ヶ原	18.9（0.2）
		市全域	10.7（-2.8）
	3着目救急車	南	25.5（-0.2）
		丸山	15.9（-2.6）
		西	16.2（-2.1）
		島ヶ原	23.7（1.1）
		市全域	15.5（-1.7）

※（ ）内は現状配置との差

以上の各パターンについての考察から、C'パターンがコスト面と運用効果面の両面でバランスの取れたパターンであるため、【南西ブロック】の統合再編パターンとして採用することとします。



- ◆南分署は、現在地付近の適正位置（浸水想定等区域外）に移転し、出動隊 2 隊を配置
  - ◆丸山分署と西分署は、適正位置（浸水想定等区域外）で統合し、出動隊 1 隊を配置
  - ◆島ヶ原分署は、適正位置（浸水想定等区域外）に移転し、出動隊 1 隊を配置
- ※適正位置については、「消防力適正配置調査」で示された地点を参考に、今後の人口及び消防需要の推移、道路の整備状況等を踏まえ、検討するものとします。

## 第4章 全体構想（まとめ）

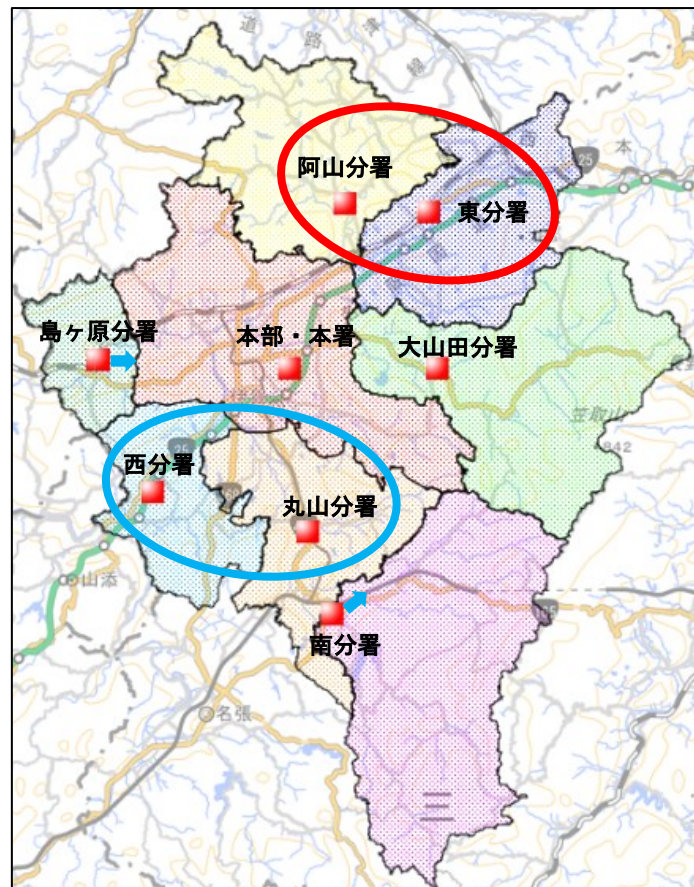
第2章・第3章での検討を踏まえて、伊賀市における消防署所の適正配置については、C'パターンを採用することとします。

### C'パターン

【現状】		【最終目標】	
署所	出動隊数	署所	出動隊数
伊賀消防署	5（日勤救急隊（R8以降）含む）	伊賀消防署（存続）	5（日勤救急隊（R8以降）含む）
東分署	1	（仮称）北東分署（統合）	2
阿山分署	1	（仮称）東出張所（存続）	1
大山田分署	1	（仮称）南分署（移転）	2
南分署	<u>1</u>	（仮称）南西出張所（統合）	<u>1</u>
丸山分署	<u>1</u>	（仮称）西出張所（移転）	1
西分署	1		
島ヶ原分署	1		
合計	<b>12</b>	合計	<b>12</b>


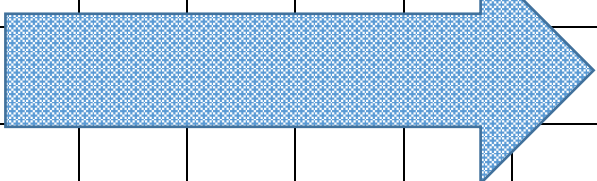
< 1署7分署（**8庁舎**） >

< 1署2分署3出張所（**6庁舎**） >



消防署所の適正配置に向け、庁舎の老朽化や消防需要の状況等を勘案した優先順位を次のとおりとし、『第2期計画』に記載のとおり、【北東ブロック】の東分署と阿山分署の統合事業を優先的に進めることとします。

【南西ブロック】の署所再編については、財政状況や有利な財源の状況、市の他の大型事業の状況、道路の整備状況等を踏まえつつ、住民の合意形成を図りながら、優先順位に従い、第3期以降に実施するものとします。

事業及び 優先順位	第2期					第3期					第4期
	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
	(R7)	(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)	(R13)	(R14)	(R15)	(R16)	(R17)
(1)東・阿 山統合											
(2)南移 転											
(3)丸山・ 西統合											
(4)島ヶ原 移転											

消防署所適正配置に係る総事業費（イニシャルコスト）は下表のとおりで、優先順位（1）の東分署と阿山分署の統合事業には、有利な財源はあまり見込めないものの、優先順位（2）～（4）の事業では有利な財源が見込める状況です。

なお、事業費は現状の単価での算定であり、物価や労務費の変動等は考慮しないものとします。

事業	①事業費 (解体費含む)	②特定財源	③一般財源 (①-②)	④実負担額
(1)東・阿山統合	869,919 千円	642,800 千円	227,119 千円	817,949 千円
(2)南移転	826,345 千円	755,300 千円	71,045 千円	349,685 千円
(3)丸山・西統合	662,234 千円	586,900 千円	75,334 千円	330,894 千円
(4)島ヶ原移転	618,663 千円	547,700 千円	70,963 千円	287,323 千円
合計	2,977,161 千円	2,532,700 千円	444,461 千円	1,785,851 千円

## 巻末資料

### 資料 1 伊賀市消防署所適正配置検討委員会設置要綱

#### 伊賀市消防署所適正配置検討委員会設置要綱

##### (設置)

第 1 条 持続可能な消防行政サービスの実現に向けて、伊賀市における消防署所の適正配置を検討するため、伊賀市消防署所適正配置検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

##### (所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 伊賀市における消防署所の適正配置の検討に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、持続可能な消防行政サービス実現に関する事項で市長が必要と認めること。

##### (組織)

第 3 条 委員会は、委員 7 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 消防業務又は救急医療体制に関し識見を有する者
- (3) 市が設置する附属機関の委員
- (4) 市民からの公募による者
- (5) 伊賀市副市長
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

##### (任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に規定する所掌事務が完了する日までとする。

##### (委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

##### (会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長を定めない場合にあつては、会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

##### (委員以外の者の出席)

第 7 条 委員会は、第 2 条に定める所掌事務の遂行に当たり、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、消防本部消防総務課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年3月7日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、第2条に規定する所掌事務が完了した日の属する年度の3月31日限り、その効力を失う。

## 資料2 伊賀市消防署所適正配置検討委員会委員名簿

役職	所 属	氏 名	根拠条文	備考
委員長	関西大学社会安全学部教授	永田 尚三	第3条第2項第1号 (学識経験者)	
副委員長	前・伊賀市消防委員長	今岡 久人	第3条第2項第2号 (識見を有する者)	
委員	伊賀医師会事務局長	田中 満	第3条第2項第2号 (識見を有する者)	
委員	前・伊賀市総合計画審議会委員	大北 薫	第3条第2項第3号 (市が設置する附属機関の委員)	伊賀市消防団 女性分団長
委員	市民	奥田 詩織	第3条第2項第4号 (公募委員)	社会福祉法人 南山城村社会福祉協議会
委員	伊賀市副市長	宮崎 寿	第3条第2項第5号 (副市長)	伊賀市消防委員
委員	行政事務事業評価審査委員・ 多文化共生推進プラン委員	井上 順子	第3条第2項第6号 (市長が必要と認める者)	伊賀市消防委員

伊消総第 147 号  
令和 7 年 5 月 20 日

伊賀市消防署所適正配置検討委員会 委員長 様

伊賀市長 稲 森 稔 尚

諮問書

伊賀市消防署所適正配置検討委員会設置要綱に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

1 趣旨

伊賀市では人口減少・少子高齢化が進展する中、持続可能な消防行政サービスの実現に向けて、「伊賀市消防本部組織再編計画」を策定し、効率的で効果的な常備消防体制の再構築を図ることとしています。

具体的には、現在の 1 署 7 分署の庁舎を将来にわたって維持していくことは困難であることから、適正な署所数を算出したうえで、市が保有する消防力を最も効率的かつ効果的に運用することができる配置に見直すことについて、貴委員会の意見を求めます。

2 諮問事項

- (1) 伊賀市の適正な消防署所数に関する事
- (2) 前号の検討結果に基づく消防署所の適正な配置に関する事
  - ① 東分署と阿山分署の統合分署の位置について
  - ② 東分署と阿山分署の統合に伴う効率化と消防力強化の両立策について
  - ③ 南分署、丸山分署、西分署、島ヶ原分署の統合の検討について